

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 村 中 真 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
自衛隊札幌病院で使用する電気
- (2) 規格等
仕様書のとおり
- (3) 使用期間
令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C、D等級に格付けされ、北海道地域の資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙第2「競争参加資格確認書類」を令和6年1月26日（金）17時00分までに自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に持参又は郵送し、入札適合条件を満たすこと。
- (8) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気の再生エネルギー比率を100%とすること。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

- (1) 自衛隊札幌病院総務部会計課契約班
- (2) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

4 競争入札執行の日時場所

令和6年2月2日（金）10時30分～
自衛隊札幌病院1F カンファレンスルーム

5 入札説明会の場所及び日時

実施しない。（ただし、仕様内容の確認及び現場の視認が必要な場合については、自衛隊札幌病院総務部管理課営繕班と調整すること。）

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 入札方法

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額基本料金）及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては、単一のもので小数点第2位までとする。）に基づき、月ごとの契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を記載する。
- (2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

9 落札決定方法

- (1) 総価が当課所定の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

10 契約書の作成（契約締結）

(1) 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

(2) 落札者の提出

ア 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

イ 提出方法

自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に持参又は郵送すること。

(3) 契約書の作成（契約締結） 予定時期

令和6年4月1日（月）（本予算が成立していなければ本予算成立後）

(4) 付帯する特約条項

ア 談合等の不正行為に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

11 その他

- (1) 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果の写しを提出すること。

- (2) 入札に参加する者は、入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に同項第1号の資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年2月1日（木）12時00分までに担当者に到着したものを有効とする。

「令和6年2月2日（金） 自衛隊札幌病院で使用する電気 入札書在中」

- (5) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。
- (6) 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。

(7) 入札に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）

TEL：011-581-3101（内線：4243）

FAX：011-581-3121

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

自衛隊札幌病院総務部管理課（担当：杉原）

TEL：011-581-3101（内線：4252）

(9) 公告掲示場所及び期間

ア 掲示場所

(ア) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第3
25会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所

(イ) 自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>

イ 掲示期間

令和6年1月19日（金）～令和6年2月2日（金）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 村中 真人 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

「自衛隊札幌病院で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の
提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ② 付紙に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（別紙第3「特定電源割当計画書」）

(担当者)

所属部署：

氏 名：

T E L：

F A X：

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

⑩

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証明の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和3年度の状況

項目	自社の基準値	点 数
① 令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有無	点 数
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~④の合計点数	
-----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限り）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、属紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成、非化石証明書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未活用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
④ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、仕様書付紙「各用語の定義」を参照

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類(付紙(適合証明書))及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているのかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

再生可能エネルギー由来電力量の内訳（令和〇〇年〇〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源 種類	割当電力量 (kWh)
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量

（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元 発電所名	住 所	再生可能 エネルギー 源種類	環境価値 移転量	発電期間	認証番号
合計 (kWh)					

※ 計画作成時において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

総計 (kWh)

自衛隊札幌病院で使用する電気

自衛隊札幌病院総務部

件名	自衛隊札幌病院で使用する電気				仕様書番号	
種別	仕様書				縮尺	
総務部長	管理課長	営繕班長	企画陸曹	電気係長		設計者

1 概要

- (1) 件名 自衛隊札幌病院で使用する電気
 (2) 需要場所 北海道札幌市南区真駒内17番地
 陸上自衛隊真駒内駐屯地 自衛隊札幌病院
 (3) 業種及び用途 官公庁（国家事務）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 ア 供給電気方式 交流3相3線式
 イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
 ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 エ 標準周波数 50Hz
 オ 受電方式 3回線受電
- (2) 常時（予備）月別予定使用電力量、業務用（融雪用）月別予定使用電力量、常時（予備）月別最大需要電力実績、業務用（融雪用）月別最大需要電力実績は別紙第1のとおり。
 ア 常時（予備）月別予定使用電力量
 (ア) 「常時（予備）月別予定使用電力量とは令和6年度1年間に自衛隊札幌病院で使用する予定の電力量を月ごとに表したもの。」
 (イ) 「業務用（融雪用）月別予定使用電力量とは令和6年度、冬期間に自衛隊札幌病院の電気ロードヒーティングで使用する予定の電力量を月ごとに表したもの。」
 イ 常時（予備）月別最大需要電力実績、業務用（融雪用）月別最大需要電力実績
 (ア) 「常時（予備）月別最大需要電力実績とは自衛隊札幌病院に常時（予備）供給している電力のデマンドメーターの実績を月ごとに表したもの。」
 (イ) 「業務用（融雪用）月別最大需要電力実績とは電気ロードヒーティングの用途で冬期間のみ使用する電力のデマンドメーターの実績を月ごとに表したもの。」
- (3) 契約電力 常時（予備）電力、業務用（融雪用）電力
 ア 常時電力
 「常時電力とは、自衛隊札幌病院に常時供給している電力をいう。」
 イ 予備電力
 「予備電力とは、常時電力が停電時に別回線（予備電源）で供給する電力をいう。」
 ウ 業務用（融雪用）電力
 「業務用（融雪用）電力とは、電気ロードヒーティングの用途で冬期間のみ使用する電力をいう。」
 エ 契約電力 常時（予備）電力は自衛隊札幌病院と電力供給会社との協議によって定める。
 オ 契約電力 業務用（融雪用）電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- (3) 使用期間
 令和6年4月1日0時00分から令和7年3月31日24時00分
- (4) 電力量等の計量
 ア 自動検針装置
 (ア) 常時（予備）電力 有
 (イ) 業務用（融雪用）電力 有
 イ 電力会社の検針方法 遠隔検針（スマートメーターによるもの）
 ウ 電力計構成
 (ア) 常時（予備）電力 電力需給用複合計器 1基「常時（予備）兼用」
 (イ) 業務用（融雪用）電力 電力需給用複合計器 1基

- (5) 需給地点
 ア 常時（予備）電力、業務用（融雪用）電力
 架空引込線より真駒内駐屯地第1柱に設置した自衛隊札幌病院の区分開閉器電源側接続点
 イ 予備電力
 同上
- (6) 電気工作物の財産分界点
 上記需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
 上記需給地点に同じ
- (8) 対価の支払方法
 ア 電力供給会社は、毎月初めに前月の電力使用量及び電力電気料金計算内訳を別紙第2、別紙第3（または所要を満たす任意の様式）により毎月10日をめどに自衛隊札幌病院にFAX等書面で通知する。
 イ 電力供給会社は、上記アに基づいた請求書を作成し請求を行う。
- (9) 供給電力の種類等
 ア 別紙第4に示す「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギーの比率を100%とすることとする。
 イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第5で半期ごとに提出すること。
 ウ 二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し別紙第6に掲げる条件を満たすこととする。
- (10) その他
 ア 常時（予備）電力は、力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定である。
 イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
 ウ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
 1, 250kVA 2台（ただし、業務用（融雪用）電力は非常用自家発電設備を有していない。）
 エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、電気事業者による「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般電気事業者が特別規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
 オ この仕様書による入札は環境負荷低減に関する取組状況により評価する裾切り方式で行う。
 カ 令和5年度契約電力 常時（予備）電力684kW
 キ 令和5年度契約電力 業務用（融雪用）電力236kW
 ク その他この仕様書に定めのない事項については、別途官側の指示に従うものとする。

常時（予備）月別予定使用電力量

年 月	平 日	休 日	予定使用電力量
令和 6年 4月	204,387 kWh	86,932 kWh	291,319 kWh
令和 6年 5月	189,188 kWh	117,633 kWh	306,821 kWh
令和 6年 6月	238,350 kWh	73,768 kWh	312,118 kWh
令和 6年 7月	225,963 kWh	104,071 kWh	330,034 kWh
令和 6年 8月	256,426 kWh	89,944 kWh	346,370 kWh
令和 6年 9月	215,283 kWh	89,584 kWh	304,867 kWh
令和 6年 10月	219,436 kWh	86,890 kWh	306,326 kWh
令和 6年 11月	206,335 kWh	84,996 kWh	291,331 kWh
令和 6年 12月	226,480 kWh	92,391 kWh	318,871 kWh
令和 7年 1月	211,589 kWh	111,984 kWh	323,573 kWh
令和 7年 2月	208,950 kWh	82,880 kWh	291,830 kWh
令和 7年 3月	227,314 kWh	78,626 kWh	305,940 kWh
計	2,629,701 kWh	1,099,699 kWh	3,729,400 kWh

業務用（融雪用）月別予定使用電力量

年 月	平 日	休 日	予定使用電力量
令和 6年 4月			0 kWh
令和 6年 5月			0 kWh
令和 6年 6月			0 kWh
令和 6年 7月			0 kWh
令和 6年 8月			0 kWh
令和 6年 9月			0 kWh
令和 6年 10月			0 kWh
令和 6年 11月			3,538 kWh
令和 6年 12月			23,370 kWh
令和 7年 1月			43,388 kWh
令和 7年 2月			33,701 kWh
令和 7年 3月			2,365 kWh
計			106,362 kWh

常時（予備）月別最大需要電力実績

年 月	最大需要電力
令和 5年 4月	583 kW
令和 5年 5月	583 kW
令和 5年 6月	653 kW
令和 5年 7月	672 kW
令和 5年 8月	732 kW
令和 5年 9月	662 kW
令和 5年 10月	593 kW
令和 5年 11月	578 kW
令和 4年 12月	612 kW
令和 5年 1月	641 kW
令和 5年 2月	626 kW
令和 5年 3月	588 kW

業務用（融雪用）月別最大需要電力実績

年 月	最大需要電力
令和 5年 4月	0 kW
令和 5年 5月	0 kW
令和 5年 6月	0 kW
令和 5年 7月	0 kW
令和 5年 8月	0 kW
令和 5年 9月	0 kW
令和 5年 10月	0 kW
令和 5年 11月	50 kW
令和 4年 12月	229 kW
令和 5年 1月	236 kW
令和 5年 2月	234 kW
令和 5年 3月	209 kW

常時（予備）電力使用量について（令和 年 月分）

契約電力	kW
------	----

使用期間	月 日	～	月 日
------	-----	---	-----

指数内訳	平日	休日	昼間有効	昼間無効	最大需要電力
当月指示数					
前月指示数					
差引					
乗率	×240	×240	×240	×240	×240
計器番号	F113 244	F113 244	F113 244	F113 244	F113 244
使用量	kWh	kWh	kWh	kVarh	kW

燃料費調整単価	円	銭
再エネ発電賦課金単価	円	銭

月間力率	%
------	---

業務用（融雪用）電力使用量について（令和 年 月分）

契約電力	kW
------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

指示数内訳	使用電力量	昼間有効	昼間無効	最大需要電力
当月指示数				
前月指示数				
差引				
乗率	×60	×60	×60	×60
計器番号	F109 657	F109 657	F109 657	F109 657
使用量	kWh	kWh	kVarh	kW

燃料費調整単価	円 銭
再エネ発電賦課金単価	円 銭

月間力率	%
------	---

常時（予備）電力電気料金計算書（令和 年 月分）

使用実績

使用期間	月 日 ~	月 日
契約電力		kWh
使用電力量		kWh
使用電力量（平日）		kWh
使用電力量（休日）		kWh
最大需要電力		kW
力率		%
力率割引率		%

電気料金

項目	単価（税込）	料金適用電力	力率修正	料金（税込）
基本料金（常時）			×（185% - 力率）	
基本料金（予備）				
電力量料金（平日）				
電力量料金（休日）				
燃料費調整額				
再工ネ発電賦課金				
小計				
消費税等相当額				
請求金額				

払込期限	年 月 日
------	-------

業務用（融雪用）電力電気料金計算書（令和 年 月分）

使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日	
契約電力		kW
使用電力量		kWh
最大需要電力		kW
力率		%
力率割引率		%

電気料金

	単価（税込）	料金適用電力	力率修正	料金（税込）
基本料金			× (185% - 力率)	
電力量料金				
燃料費調整額				
再工不発電賦課金				
小計				
消費税等相当額				
請求金額				

払込期限	年 月 日
------	-------

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む。）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。

なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。

そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

自衛隊札幌病院
 総務部 会計課長 殿

住 所：
 会 社 名：
 代 表 者 名：

印

令和〇〇年度〇半期に以下の通り自衛隊札幌病院に電力を供給したことをここに証する。
 また供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、自衛隊札幌病院に移転したことで、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

- 1 お客様情報
- (1) お客様番号 : 〇〇〇〇
 - (2) 需要施設名 : 自衛隊札幌病院
 - (3) 需要施設住所 : 北海道札幌市真駒内17番地
 - (4) 契約電力 : 〇〇〇kW

- 2 供給期間
 令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内容は別紙のとおり）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累 積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh) [A]													
供給電力量 (kWh) [B]													
再生可能比率 (%) [A/B]													

【別紙】 再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (令和〇〇年〇〇月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	北海道〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量 (環境価値を持つ証書を用いた電力メネユーを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証認番号
〇〇発電所	北海道〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日	
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表) 別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和3年度 1kWh 当たり の二酸化炭 素排出係数</p>	<p>「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和3年度 の未利用エ ネルギー活 用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を 令和3年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)</p>

	<p>をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>②令和3年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)）</p> <p>③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦令和3年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
総務部 会計課長 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・ 節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

- 注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- 注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。
- 注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
- 注4) 及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。